

政令第二百二号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「第七条の十五の十第六号」を「第七条の十五の八第六号」に改める。

第七条の十五の六第一項第三号中「前条第一号」を「第七条の十五の三第一号」に改め、同項第四号中「前条第三号」を「第七条の十五の三第三号」に改める。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「第四十二条の五第五項」の下に「、第四十二条の五の

二第五項」を加える。

第八条の九第一項中「第六十八条の十第五項」の下に「、第六十八条の十の二第五項」を、「第六十八条の十四第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加え、同条第二項第一号中「第四十二条の五第五項」の下に「、第四十二条の五の二第五項」の下に「、第四十二条の五の二第五項」を、「第六十八条の十の二第五項」を、「第六十八条の十の二第五項」を、「第六十八条の十の二第五項」の下に「、第六十八条の十の二第五項」を、「第六十八条の十の二第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加える。

第八条の十第一項中「第四十二条の五第五項」の下に「、第四十二条の五の二第五項」を、「第四十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を加える。

第八条の十二第二項中「第九条の七第二十項」を「第九条の七第十七項」に改める。

第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の五第五項」の下に「、第四十二条の五の二第五項」を加える。

第九条の二第一項ただし書中「法第五十五条の規定による更正又は決定」を「法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正（当該道府県民税についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の

規定による更正の請求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は法第五十五条第二項の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。第九条の五第一項第二号において「更正等」という。）又は法第五十五条第二項の規定による決定」に改め、同条第三項中「当該」の下に「道府県民税の」を加える。

第九条の五第一項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、「充当をする日」の下に「（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日。第二号ロにおいて「充当日」という。）」を、「提出が当該」の下に「道府県民税の」を加え、「とし、法第五十五条第二項の規定による決定又は当該決定に係る同条第三項の規定による更正により還付する場合においては、当該期限の翌日から当該決定があつた日までの期間を除くもの」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

- 一 法第五十五条第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金 道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が

納付された場合には、その納付の日）の翌日から法第五十五条第二項の規定による決定の日までの日数

二 更正等によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金 道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 当該更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と
当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 法第五十五条第二項の規定による決定に係る同条第三項の規定による更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び中

間納付額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに起因して失われたこと若しくは当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたこと又は第六条の十五第二項各号に掲げる理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第九条の五第二項中「前項」を「第一項」に、「中間納付額」を「道府県民税の中間納付額」に、「又は」を「及び」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税で未納のものに充当するとき、当該道府県民税の中間納付額に係る還付金のうちその充当する金額については、前項の規定による道府県民税の中間納付額に係る還付金に加算すべき金額を付さないものとする。

第九条の七第六項各号列記以外の部分中「第十六項及び次条第四項第二号」を「以下この項及び次条第四項第二号」に、「適格現物出資」を「又は適格現物出資」に、「第十六項及び次条第四項第三号」

を「及び次条第四項第三号」に改め、「又は適格現物分配（同法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第四号において同じ。）」を削り、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「分割法人をいう。」の下に「以下この項及び」を加え、「現物出資法人」を「又は現物出資法人」に改め、「又は現物分配法人（同法第二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第四号において同じ。）」を削り、「第十三項、第二十一項及び第二十五項」を「第十一項、第十八項及び第二十一項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）」、「適格分割又は」に改め、「又は適格現物分配」を削り、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「現物出資法人又は現物分配法人」を「又は現物出資法人」に改め、「第十六項から第十八項まで及び第二十八項から第三十項までを除き、」を削り、同号を同項第二号とし、同条第七項第二号中「第二十二項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同条第八項を削り、同条第九項各号列記以外の部分中「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第一号及び第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第二

十四項第三号」を「第二十項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第九項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「分割前三年内事業年度等」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を削り、同条第十五項中「第六項第三号」を「第六項第二号」に改め、同項第一号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号イ中「国外所得金額又は個別国外所得金額」を「法人税法施行令第四百四十二条第三項に規定する国外所得金額（同令第四百四十二条の二の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額。第二十二項第一号において「国外所得金額」という。）又は同令第四百五十五条の三十第一号に規定する個別国外所得金額（第二十二項第一号において「個別国外所得金額」という。）」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項から第十八項まで及び第二十八項から第三十項までにおいて「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（次項、第十八項及び第二十八項から第三十項までにおいて「分割法人等」

という。）」を「分割法人等」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「第二十九項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「被現物出資法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「又は被現物分配法人（同法第二条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。次条第五項において同じ。）」及び「分割前三年内事業年度等又は」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十九項を同条第十六項とし、同条第二十項を同条第十七項とし、同条第二十一項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項を削り、同条第二十四項各号列記以外の部分中「第二十一項」を「第十八項」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第二十項」を「第十七項」に改め、同項各号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十五項中「第二十一項」を「第十八項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「分割前三年内事業年度等」を削り、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「第二十一項第三号」を「第十八項第二

号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十八項中「第二十一項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項を同条第二十四項とし、同条第三十項中「第二十一項」を「第十八項」に、「第二十項」を「第十七項」に改め、「分割前三年内事業年度等又は」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第三十一項を同条第二十六項とし、同条第三十二項中「第二十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十七項とする。

第九条の八第四項第四号を次のように改める。

四 適格現物分配（法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。） 当該適格現物

分配に係る現物分配法人（同条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。）

第九条の八第五項中「被現物分配法人」の下に「（法人税法第二条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。）」を加える。

第九条の九の二第二項ただし書中「更正」の下に「（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第九条の九の四第一項において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。同項において「更正等」という。）」を加える。

第九条の九の四第一項本文中「に係る第九条の九の二」を「に係る同条」に改め、「（法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合には、当該利子割額控除等不足額に係る申告書）」を削り、「その提出期限）の翌日」の下に「（更正等によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合には、更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）」を加え、「同条」を「前条」に改める。

第二十条の二の十一中「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」との下に「、同条第三項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」とを、「地方税法第七十二条の二十三第三項」の下に「と、同令第一百八条中「掲げる金額から第二号に掲げる金

額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」を加える。

第二十条の三第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項」と、「法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」を「（法第五十九条第一項」とあるのは「（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項」と、「法第五十九条第一項に規定する」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項に規定する」と、「第百十六条の三第一号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十六条の三第一号」に、「法第五十九条第二項 同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項 同項」と、「法第五十九条第二項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び」と、「法第八十一条の九第一項」とある

のは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項」と、同項第二号中「法第八十一条の九第一項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額」と、「法第八十一条の九第一項の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」を「法第五十九条第二項に規定する」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する」と、同号イ中「第百十七条の二第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十七条の二第一号」と、同号ロ中「法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられ

た法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額」と、同項第二号中「法第五十九条第二項に規定する」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する」と、「法第八十一条の九第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項及び第五十九条第二項」と、「法第五十九条第二項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び」に改める。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の十第五項」の下に「第六十八条の十の二第五項」を、「第六十八条の十四第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加え、同条第二項第一号中「第四十二条の五第五項」の下に「第四十二条の十一第五項」を、「第六十八条の十第五項」の下に「第六十八条の十の二第五項」を、「第六十八条の十四第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加える。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の五第五項」の下に「第四十二条の五の二第五項」を、「第四十二条の十第五項」の下に「第四十二条の十一第五項」を加える。

第二十八条第一項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、「充当をする日」の下に「（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日。次条第五項第二号ロにおいて「充当日」という。）」を加える。

第二十九条第二項中「減額する更正」の下に「（当該事業税額についての処分等（更正の請求（法第二十條の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第五項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第五項第二号イにおいて「更正等」という。）」を加え、「その更正後の」を「その更正等後の」に改め、同条第三項中「第二十八条」を「前条」に改め、同条第四項中「第二十八条まで」を「前条まで」に改め、「申告書」とあるのは「を「申告書」とあるのは、」に改め、「第二十八条中「（第二十五条第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日まで）の期間を除く。」とあるのは「（法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十

二条の四十一の二第二項の規定による決定により還付する場合においては、当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限の翌日から当該決定があつた日までの期間を除く。）と」を削り、同条に次の一項を加える。

5 前項において準用する前条第一項の場合において、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、同項の期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から同項の決定の日までの日数

二 第二項の規定による還付金 同項に規定する中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と

当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び中間納付額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに起因して失われたこと若しくは当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたこと又は第六条の十五第二項各号に掲げる理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第三十七条の五の二第二項第三号中「第五十二条の十の十第三号」を「第五十二条の十の七第三号」に改め、同条第四項第三号中「第五十二条の十の十四第三号」を「第五十二条の十の十第三号」に改める。

第三十七条の十六第一号中「、第三十九条の二の四第一項」を「、第三十九条の二の三第一項」に、「

あん分して」を「あん按分して」に、「第三十九条の二の四第一項第一号」を「第三十九条の二の三第一項第一号」に改め、同条第二号中「第三十九条の二の四第一項第二号」を「第三十九条の二の三第一項第二号」に改める。

第三十七条の十九から第三十八条の二までを削る。

第三十八条の三（見出しを含む。）中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第六項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十九条の見出し及び同条第一号中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第六項」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「第七十三条の十四第十項」を「第七十三条の十四第八項」に改め、同条第六号中「第七十三条の十四第十二項第一号」を「第七十三条の十四第九項第一号」に改める。

第三十九条の二の見出し中「第七十三条の十四第十項」を「第七十三条の十四第八項」に改め、同条第一項中「第七十三条の十四第十項第二号」を「第七十三条の十四第八項第二号」に改め、同条第二項中「第七十三条の十四第十項第三号」を「第七十三条の十四第八項第三号」に改め、同条第三項中「第七十三条の十四第十項第四号」を「第七十三条の十四第八項第四号」に改める。

第三十九条の二の二を削る。

第三十九条の二の三（見出しを含む。）中「第七十三条の十四第十二項」を「第七十三条の十四第九項」に改め、同条を第三十九条の二の二とし、第三十九条の二の四を第三十九条の二の三とする。

第三十九条の四中「第三十八条の三」を「第三十八条」に改める。

第三十九条の五を削る。

第三十九条の六（見出しを含む。）中「第七十三条の二十七の六第一項」を「第七十三条の二十七の五第一項」に改め、同条を第三十九条の五とする。

第三十九条の七（見出しを含む。）中「第七十三条の二十七の六第一項」を「第七十三条の二十七の五第一項」に改め、同条を第三十九条の六とする。

第三十九条の七の二（見出しを含む。）中「第七十三条の二十七の七第一項」を「第七十三条の二十七の六第一項」に改め、同条を第三十九条の七とする。

第三十九条の七の三を削る。

第四十八条の十二第二項中「充当をする日」の下に「（同日前に充当をするのに適することとなつた日

があるときは、その目」を加える。

第四十八条の十三第七項各号列記以外の部分中「をいう。第十七項」を「をいう。以下この項」に、「適格現物出資」を「又は適格現物出資」に、「適格現物出資をいう。以下この項及び第十七項」を「適格現物出資をいう。以下この項」に改め、「又は適格現物分配（同法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）」を削り、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「分割法人をいう。以下この条」を「分割法人をいう。以下この項」に、「現物出資法人」を「又は現物出資法人」に、「現物出資法人をいう。以下この項及び第十七項」を「現物出資法人をいう。以下この項」に改め、「又は現物分配法人（同法第二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）」を削り、「第十四項、第二十二項及び第二十六項」を「第十二項、第十九項及び第二十二項」に改め、同項第一号中「第二十一項」を「第十八項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）」、「を「適格分割又は」に改め、「又は適格現物分配」を削り、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「現物出資法人又は現物分配法人」を「又は現物出資法人」に改め、「第十七項から第十

九項まで及び第二十九項から第三十一項までを除き、」を削り、同号を同項第二号とし、同条第八項第二号中「第二十三項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同条第九項を削り、同条第十項各号列記以外の部分中「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第一号及び第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第二十五項第三号」を「第二十一項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第十項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「分割前三年内事業年度等」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を削り、同条第十六項中「第七項第三号」を「第七項第二号」に改め、同項第一号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号イ中「国外所得金額又は個別国外所得金額」を「法人税法施行令第四百四十二条第三項に規定する国外所得金額（同令第四百四十二条の二の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額。第二十三項第一号において「国外所得金額」という。）又は同令第四百五十五条

の三十第一号に規定する個別国外所得金額（第二十三項第一号において「個別国外所得金額」という。）に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項から第十九項まで及び第二十九項から第三十一項までにおいて「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（次項、第十九項及び第二十九項から第三十一項までにおいて「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「被現物出資法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「又は被現物分配法人（同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。）」及び「分割前三年内事業年度等又は」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十項を同条第十七項とし、同条第二十一項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項を削り、同条第二十五項各号列記以外の部分中「第二十二項」を「第十九項」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分

割等」に、「第二十一項」を「第十八項」に改め、同項各号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十六項中「第二十二項」を「第十九項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「分割前三年内事業年度等」を削り、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十七項を削り、同条第二十八項中「第二十二項第三号」を「第十九項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項中「第二十二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十項を同条第二十五項とし、同条第三十一項中「第二十二項」を「第十九項」に、「第二十一項」を「第十八項」に改め、「分割前三年内事業年度等又は」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第三十二項を同条第二十七項とし、同条第三十三項中「第二十一項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十八項とする。

第四十九条の二の二第一項第二号中「第五十二条の十の三」を「第五十二条の十の二」に改める。

第五十二条の二の二第二項第二号イ中「農業近代化資金融通法」の下に「(昭和三十六年法律第二百二号)」を加え、同号ハ中「漁業近代化資金融通法」の下に「(昭和四十四年法律第五十二号)」を加え、同号ト中「株式会社日本政策金融公庫法」の下に「(平成十九年法律第五十七号)」を加える。

第五十二条の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第十項」に改める。

第五十二条の三の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十項」を「第三百四十九条の三第十一項」に改める。

第五十二条の三の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十一項」を「第三百四十九条の三第十二項」に改める。

第五十二条の五（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十二項」を「第三百四十九条の三第十三項」に改める。

第五十二条の五の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十三項」を「第三百四十九条の三第十四項」に改める。

第五十二条の六（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十四項」を「第三百四十九条の三第十五項」に改める。

第五十二条の八（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十五項」を「第三百四十九条の三第十六

項」に改める。

第五十二条の九（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十六項」を「第三百四十九条の三第十七項」に改める。

第五十二条の十（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十七項」を「第三百四十九条の三第十八項」に改める。

第五十二条の十の二を削る。

第五十二条の十の三を第五十二条の十の二とする。

第五十二条の十の四を削る。

第五十二条の十の五を第五十二条の十の三とし、第五十二条の十の六を第五十二条の十の四とする。

第五十二条の十の七を削る。

第五十二条の十の八を第五十二条の十の五とする。

第五十二条の十の九（見出しを含む。）中「固定資産」を「土地」に改め、同条を第五十二条の十の六とする。

第五十二条の十の十を第五十二条の十の七とし、第五十二条の十の十一を第五十二条の十の八とする。

第五十二条の十の十二を削る。

第五十二条の十の十三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十八項」を「第三百四十九条の三第二十七項」に改め、同条を第五十二条の十の九とする。

第五十二条の十の十四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十九項」を「第三百四十九条の三第二十八項」に改め、同条を第五十二条の十の十とする。

第五十二条の十の十五及び第五十二条の十の十六を削る。

第五十四条の三十二第一項第一号中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第六項」に、「本号」を「この号」に、「本条」を「この条」に改め、同項第二号中「第七十三条の十四第九項」を「第七十三条の十四第七項」に改め、同項第三号中「第七十三条の十四第十項第二号」を「第七十三条の十四第八項第二号」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項第三号中「第七十三条の十四第九項」を「第七十三条の十四第七項」に、「本号」を「この号」に改め、同条第四項第一号中「第七十三条の十四第九項」を「第七十三条の十四第七項」に改める。

第五十四条の四十六第一項中「第七十三条の二十七の七第一項」を「第七十三条の二十七の六」に改め、同条第二項第二号中「又は法第七十三条の二十七の九の規定の適用がある取得」を削り、同条第六項第二号中「（次号に掲げる土地の取得を除く。）」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「から第七号まで」を「及び第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「第七十三条の二十七の四第七項」を「第七十三条の二十七の四」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第七十三条の二十七の四第七項」を「第七十三条の二十七の四」に、「同項」を「同条第一項」に、「本号」を「この号」に改め、同号を同項第五号とする。

第五十六条の八十八の二第一項中「第七百三条の四第十二項」を「第七百三条の四第十一項」に改め、同条第二項中「第七百三条の四第二十一項」を「第七百三条の四第十九項」に改め、同条第三項中「第七百三条の四第三十項」を「第七百三条の四第二十七項」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に改める。

第五十七条の二中「第四十八条の十三第三十二項」を「第四十八条の十三第二十七項」に、「第十一項

から第十三項まで、第十五項から第十七項までの規定及び第十九項」を「第十項、第十一項、第十三項、第十四項及び第十六項」に改める。

第五十八条中「第十四項」を「第十項」に、「第七十三条の二十七の九」を「第七十三条の二十七の六」に、「第八条第五項」を「第八条第七項」に改める。

附則第四条の五を附則第四条の六とし、附則第四条の四の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第四条の五 法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）と

する。

2 法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の七第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三百十四条の七第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

附則第五条の三を削る。

附則第五条の四第三項中「附則第五条の四第三項」を「附則第五条の三第三項」に改め、同条を附則第五条の三とする。

附則第五条の五の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項中「附則第五条の五

」を「附則第五条の四」に改め、同条を附則第五条の四とする。

附則第六条を附則第五条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定寄附信託に係る利子等の支払の事務）

第六条 法附則第八条の三の二の規定によりみなして適用する場合における法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連する事務を含む。）で政令で定めるものは、当該特定寄附信託に関する事務とする。

附則第六条の二第三項中「附則第九条第十項」を「附則第九条第十項」に改める。

附則第六条の十六第五項を削り、同条第六項中「附則第十条第六項」を「附則第十条第五項」に改め、

同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十条第七項」を「附則第十条第六項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第七条第二項中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「附則第十一条第四項」を「附則第十一条第三項」に改め、同条第五項から第八項までを削り、同条第九項中「附則第十一条第八項に」を「附則第十一条第四項に」に、「及び第十項」を「及び第七項」に

改め、同項第一号中「第十一項」を「第七項」に、「第十二項」を「第八項」に改め、同項第四号口中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第五項」に改め、「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十四項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項から第二十一項までを削り、同条第二十二項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十三項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条に次の五項を加える。

16 法附則第十一条第十四項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものは、農業近代化資金金融通法第

二条第三項に規定する農業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

17 法附則第十一条第十四項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものは、漁業近代化資金金融通法第

二条第三項に規定する漁業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

18 法附則第十一条第十四項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設
で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 法附則第十一条第十四項の資金（次号及び第三号に定める資金を除く。）の貸付けを受けて取得する
場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合
会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合（事業協同組合に
あつては、木材に関する事業を行うものに限る。）が保管、生産又は加工の用に供する家屋

二 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第九号の下欄に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法第十
九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第五号若しくは第七号に掲げる
ものの貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企

業等協同組合（企業組合を除く。）又は商工組合が保管若しくは加工又は共同計算センターの用に供する家屋

三 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項の資金又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）又は商工組合が製造又は加工の用に供する家屋

19 法附則第十一条第十六項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一 当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積（当該貸家住宅に共同の用に供される部分があるときは、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれその各部分の床面積に算入するものとする。次項において同じ。）が三十平方メートル以上二百四十平方メートル以下である

こと。

二 当該貸家住宅が主要構造部を耐火構造とした建築物、建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物その他総務省令で定める建築物であること。

三 当該貸家住宅の建築に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるもの又はサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。次号において同じ。）の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けていること。

四 当該貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅の戸数が五戸以上であること。

20 法附則第十一条第十六項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百四十平方メートル以下のものとする。

附則第九条第二項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を加える。

附則第九条の二を削る。

附則第九条の三の見出し中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に改め、同条第一項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「同項の表の上欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条において「認定計画」という。）」に、「同項に」を「法附則第十一条の四第三項に」に改め、「（平成十一年法律第百三十一号）」を削り、「同表の中欄に掲げる認定」を「認定計画の同法第三十九条の二第一項又は第三十九条の三第一項の規定による認定」に改め、同項第五号中「当該計画」を「当該認定計画」に改め、同条第二項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「同項の表の上欄に掲げる計画」を「認定計画」に改め、同条を附則第九条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条の四第五項の貸家住宅等）

第九条の三 法附則第十一条の四第五項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十

四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、附則第七条第十九項に規定する貸家住宅とする。

2 法附則第十一条の四第五項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、附則第七条第二十項に規定する一の部分とする。

附則第十一条第二項第二号中「若しくは」を「及び」に、「地域又は鉄道の貨物駅の周辺の地域のうち」を「地域のうち」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項から第十項までを削り、同条第十一項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第五項」に改め、「助成金」の下に「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第

十六項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十四項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるもの」を「附則第十五条第十一項に規定する設備で政令で定めるもの」に、「放送番組の制作に必要な設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備」を「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備」に、「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」を「同法」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十一項から第二十三項までを削り、同条第二十四項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十三項」に改め、「一台又は」及び「（同項に規定する充電するための設備にあつては、三百万円以上の設備）」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十七

項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十三項から第三十六項までを削り、同条第三十七項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第四十項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、「定

めるものは、」の下に「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した」を加え、同項を同条第三十項とし、同条第四十三項を削り、同条第四十四項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十九項を削り、同条第五十項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第二十八項」に、「第十三項」を「第八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十八項と

し、同条第五十三項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

40 法附則第十五条第三十三項に規定する設備で政令で定めるものは、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち総務省令で定めるもので、同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

附則第十一条第五十四項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第三十五項」に、「第十五項」を「第十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条に次の三項を加える。

42 法附則第十五条第三十六項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、その原動機の定格出力が十九キロワット以上五十六キロワット未満であるものとする。

43 法附則第十五条第三十七項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規

定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

44 法附則第十五条第三十七項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する家屋及び償却資産
- 二 宿舍の用に供する家屋及び償却資産
- 三 休憩施設の用に供する家屋及び償却資産

附則第十二条第一項第七号中「高齢者向け優良賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け住宅」に、「平成十三年法律第二十六号」第三十四条を「第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項」に改め、「次号」の下に「及び第二十一項」を加え、「三十五平方メートル」を「三十平方メートル」に改め、同項第八号中「高齢者向け優良賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け住宅」に、「三十五平方メートル」

を「三十平方メートル」に改め、同条第二十一項第二号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四十条第一項の規定による」を「サービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る」に改め、同項第三号中「第三十条第二項」を「第七条第二項」に、「供給計画」を「サービス付き高齢者向け住宅登録簿」に、「賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け住宅」に改める。

附則第十二条の二第三項中「、第九項及び第十三項」を削り、同条第六項から第十一項までを削り、同条第十二項中「附則第十六条の二第六項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、「災害救助法」の下に「（昭和二十二年法律第百十八号）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第十三項中「附則第十六条の二第六項」を「附則第十六条の二第三項」に、「同条第六項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項中「、第九項及び第十三項」及び「（第十一項及び前項において準用する場合を含む。）」を削り、「から第七項まで」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十七項を同条第九項とする。

附則第十五条の二第二項中「第五十二条の十の三」を「第五十二条の十の二」に改める。

附則第十六条の二の八第五項を削る。

附則第十六条の二の十中「から第五項まで」を「から第四項まで」に改め、同条の表法附則第三十三条第五項の項を削る。

附則第十八条の四第六項中「、第四項」を「、第五項」に、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十三項第三号の規定の適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第三百十三條第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合における法附則第三十五条の二第六項の規定の適用については、同項中「第三百十三條第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の四第七項の規定により第三百十三條第十四項」とする。

附則第十八条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「。第六項」を「第八項」に、「及び第六項」を「及び第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十三項第三号の規定の適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第三十二条第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合における法附則第三十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「第三十二条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の四第三項の規定により第三十二条第十四項」とする。

附則第十八条の五第二十二項第三号及び第二十四項第三号、第十八条の六第三十一項第三号並びに第十八条の七の二第十五項第三号中「から第八項まで」を「及び第七項」に、「及び第七百六条の二」を「並びに第七百六条の二第一項」に改める。

附則第二十二條第一項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同条第二項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第八項」に改める。

附則第二十三條第一項中「、附則第七条第七項第三号」を削り、「附則第十一条第十項第三号、第十三項、第三十四項第三号及び第五十項」を「附則第十一条第八項及び第三十六項」に改め、同条中第七項を

第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の表中「附則第四十一条第十項」を「附則第四十一条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第四十一条第四項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する移行一般社団法人等のうち、平成二十年十二月一日前に所得税法施行令第七十三条第一項に規定する承認を受けた法人とする。

（地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行令第七条第七号の改正規定中「第七条の十五の十一第六号」を「第七条の十五の八第六号」に改める。

附則第一条第四号中「並びに同令附則第十八条の六の次に一条を加える改正規定」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第一条中地方税法施行令附則第十八条の六の次に一条を加える改正規定 平成二十七年一月一

(国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正)

第三条 国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第百七号)の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

岩国飛行場

山口県岩国市

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行令第九条の二、第九条の五、第九条の九の二第一項、第九条の九の四第一項、第二十八条第一項、第二十九条及び第四十八条の十二第二項の改正規定並びに同令附則第四条の五を同令附則第四条の六とし、同令附則第四条の四の次に一条を加える改正規定及び同令附則第十八条の四の改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び第五条第二項の規定 平成二十四年一月一日

- 二 第一条中地方税法施行令第五十六条の八十八の二及び第五十六条の八十九第一項の改正規定並びに同

令附則第十八条の五、第十八条の六第三十一項第三号及び第十八条の七の二第十五項第三号の改正規定並びに附則第九条の規定 平成二十五年四月一日

三 第一条中地方税法施行令第八条の九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。）、同条第二項第一号の改正規定（「第四十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を加える部分及び「第六十八条の十四第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。）、同令第八条の十第一項の改正規定（「第四十二条の十第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。）、同令第二十四条の六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。

）、同条第二項第一号の改正規定（「第四十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を加える部分及び「第六十八条の十四第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。）、及び同令第二十四条の七第一項の改正規定（「第四十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を加える部分に限る。）、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日

四 第一条中地方税法施行令附則第十一条第五十三項とし、同項の次に一項を加える改

正規定（同条第五十三項を同条第三十九項とする部分を徐く。） 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日

五 第一条中地方税法施行令附則第十一条第四十二項の改正規定（「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十三項」に改める部分及び同項を同条第三十項とする部分を除く。）及び附則第六条第二項の規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日

六 第一条中地方税法施行令附則第七条に五項を加える改正規定（同条第十九項及び第二十項に係る部分に限る。）、同令附則第九条の三を同令附則第九条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定（同令附則第九条の三を同令附則第九条の二とする部分を除く。）及び同令附則第十二条の改正規定並びに附則第六条第三項の規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

七 第一条中地方税法施行令附則第十一条に三項を加える改正規定（同条第四十二項に係る部分を除く。）

八 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号

九）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(更正又は決定による中間納付額又は利子割額控除等不足額の還付に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令(以下「新令」という。)
第九条の五(新令第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。)、
第九条の九の四及び第二十九条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払決定又は充当をするこれらの規定による還付金に加算すべき金額について適用する。
ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

2 平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした第一条の規定による改正前の地方税法施行令(以下「旧令」という。)
第九条の五(旧令第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。)、
第九条の九の四及び第二十九条の規定による還付金に加算すべき金額については、なお従前の例による。

(道府県民税の経過措置)

第三条 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。)
第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)
第三十七条の二第一項第四号の規定による条例の定めは、平成二十四年一月一

日前においても、同条第三項の例により、行うことができる。

2 新令附則第十八条の四第三項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 旧令第三十九条の二の二の規定は、改正法附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十三条の十四第十一項に規定する貸付け（当該貸付けの申込みの受理がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）前であるものに限る。）に係る不動産の取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

2 旧令附則第七条第五項の規定は、改正法附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十一条第五項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

(市町村民税の経過措置)

第五条 新法第三百十四条の七第一項第四号の規定による条例の定めは、平成二十四年一月一日前においても、同条第三項の例により、行うことができる。

2 新令附則第十八条の四第七項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第六条 新令附則第十一条第二項第二号の規定は、施行日の翌日以後に新設され、又は増設される同号に規定する倉庫に対して課すべき平成二十四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日以前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第二項第二号に規定する倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令附則第十一条第三十項の規定は、同号に定める日以後に新たに取得される同項に規定する家屋又は償却資産に対して課すべき平成二十四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、同号に定める日の前日までに新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法施行令附則第十一条第四十二項に規定する家屋又は償却資産に対

して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

3 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令附則第十二条第一項第七号及び第八号並びに第二十一項第二号及び第三号の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同号に定める日の前日までに新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法施行令附則第十二条第二十一項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法施行令の規定は、平成二十四年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成二十三年度分までの交付金については、なお従前の例による。

(予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置)

第八条 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「九分の

七」とする。

2 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の二第六項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第九条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の五中「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に改める。

理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるほか、国有資産等所在市町村交付金の交付対象となる飛行場を追加する等の必要があるからである。